

馬毛島問題への決意と対応

- ・「米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）施設設置計画に対する私の考えは、『失うものが大きく、同意できない』というものであり、このことを市民に、県民に、そして日本国民に理解してもらうまで、粘り強く交渉したい」と、私は本定例会の施政方針で述べました。
- ・本日、機会をいただきましたので、少し詳しく述べさせていただきます。
- ・法治国家であります日本の法体系は、「憲法」、「法律」、「政令」、「省令」等で成り立っています。これに国際法的効果を目的とした「条約」を加え比較すると、「憲法」の次に位置し、「法律」に優先することになります。
- ・日米安全保障条約などの「条約」は、例えば、日本の国内法である「航空法」よりも上位に位置するということになります。
- ・これは、憲法 98 条第 2 項に基づく解釈で、「日本国が締結した条約は、これを誠実に遵守する」ということが憲法で定められていることによります。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

- ・その結果、条約が結ばれると、必要に応じて日本の法律が書き換えられたり、あるいは、「特別法」や「特例法」がつけられることとなります。
- ・米軍機がしばしば、日本の住宅地上空で航空法に定められた最低安全高度を守らず、低空飛行をして抗議を受ける事態が繰り返される問題も法的構造は同じです。
- ・「日米安全保障条約」と、それに基づく「日米地位協定」を結んだ結果、日本の国内法として、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の施設に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」（**航空法特例法**）1952年7月15日施行）がつけられているからです。
- ・この法律では、いわゆる米軍機と国連軍機およびその航空機に乗りこんでその運航に従事する者については、日本の航空法第6章（「航空機の運航」）の規定は、政令で定めるものを除き、「適用しない」としています。
- ・「飛行禁止区域」や「最低安全高度」、「速度制限」などについて定めた航空法の43もの条文が、まるまる全部「適用除外」となっています。
- ・つまり、米軍機は、もともと、高度も安全も、何も守らずに日本全国の空を飛んでいいように、日本の法を変え、70年もの間そのままになっています。
- ・これは、占領軍（米軍）の特権を日本の独立後も温存するためでした。

・しかしながら、いくら条約（日米安保条約や日米地位協定）を守らなければならないといっても、国民の人権が侵害されていいはずはありません。そうした場合は憲法が歯止めをかけることになっています。

・日本政府が日米安保条約を結んで、それが日本の航空法よりも優先するといっても、もし住民の暮らしや健康に重大な障害があれば、きちんと憲法が機能してそうした飛行をやめさせる。これが当然、法治国家の姿です。

・ところが、現状では、騒音訴訟など見る限り、歯止めがかからず、米軍を抱える基地周辺では住民が苦しめられている要因となっています。

・現状の法体系では、国民の安全安心が守られる環境下にはないのです。

・我々が、今、直面している馬毛島の問題は、根本的にこうした課題を抱えているということをまずは理解する必要があります。

・さらに、広く日本国民が理解し、変えていく必要がある重要な問題です。

・馬毛島を巡る問題については、予算措置を含め、国会でほとんど議論がなされていません。

・2011年6月の突然の2+2、2019年11月の防衛省と元地権者による土地買収合意、2020年8月の施設整備計画発表、その後矢継ぎ早に、海上ボーリング調査、詳細検討、環境アセスの実施など、国は当たり前のように施設整備を前提にあれこれと事を進めています。

・無人島だから、種子島と距離があるから、そういった問題ではなく、法治国家として、さらには、国と地方との関係において、あまりにも、ここに暮らす住民を置き去りにしていると感じています。

・「航空法特例法で許されているから、米軍機が市内上空を低空飛行するのは当たり前」という、占領下の世界が目前に迫っているわけです。

・そうした説明もないまま、もちろん対応策もなく、改善のための議論もないまま、市民、県民、国民の気づかないうちに、物事がどんどん進められようとしています。

・当然、地元の市長として、看過するわけにはいきません。

・この問題は、賛成・反対を論じる以前に、少なくとも、ここに暮らす住民が、憲法や法律で守られる状況下において、議論すべき課題であると考えます。

・そして、こうした実態を広く日本国民が認識すべきだと考えています。

・だから、私は、あえて月刊誌の寄稿文などで、「独立国日本のあり方」について、馬毛島問題を引き合いにして、疑問を呈しています。

・今回の選挙戦で市民の皆様のさまざまな声をお聞きしました。

・この問題を容認する、賛成する、推進する住民の思いは痛いほどわかります。

・私が描く道筋は、まずは、市民みんなと一緒に知恵を出し合い、汗をかきながら、地域の豊富な資源を生かしたあらゆる振興策を講じ、基地経済に頼らない自立への道筋を立てたいということです。

・将来的に生じうる軍事環境被害について、様々な言説によってうやむやにされ、過小評価、矮小化されてきた事例があると理解しています。

・特に騒音など基地周辺住民の生活環境は悪化しないという言説を住民説明会で示し、受け入れた結果、実際は騒音が増加した事例もあります。

・市民を惑わす言説が科学的根拠に基づくものではないこと、国が言うことだから問題ないという風潮が広がること、誰も将来的な保証はできないことは問題であると考えます。

・さらに、基地被害への補償的受益をあてにするように、基地財源に依存する方向に世論が誘導される傾向も危険だと考えています。

・国の意向に左右され、地元住民に諦めが広がり、地域社会の未来を自分たちの意思と行動でつくりあげていく意欲が失われ、住民から主体性をはぎとろうとする地域社会構造がつくられることは、これまでの事例等も参考に、避けなければならない大きな課題だと捉えています。

・だからこそ、基地経済に頼らない自立を意識することが何よりも必要だと考えます。

・さらに、少なくとも市民が法律で守られる環境をつくり、その上で、国が国

会で議論を尽くす、さらには国と地方が対等に対話する、そういう状況下において、是々非々で議論する関係を築いていかなければならないと考えています。

- ・そのために、私は、今後も、行動していきます。

- ・少々長くなりましたが、「反対」ではなく、「同意できない」とする背景、今後、私が思い描く道筋について、少しでもご理解いただきたく、お話をさせていただきました。

- ・先人から受け継いだふるさとの島を守り、後世に禍根を残さないため、今一度、立ち止まり、情報を整理し、学び、考える必要があります。

- ・4月からは、新たな組織を設け、この問題に対応していくため、専任体制を敷きたいと考えています。

- ・議員各位のご理解・ご協力をお願いし、私の話を終えたいと思います。

- ・ありがとうございました。

令和3年3月23日

西之表市長 八板 俊輔